

監査結果に係る措置通知書

総務局	監査結果 (指摘事項)	改善措置
	<p>1 給与等 (8)職員に対する支出</p> <p>外部公所厚生費については公費財源措置（市から仙台市職員互助会に対する補助）が行われている。当該補助金は市職員の福利厚生の充実を目的としたものであることから、上記支出が福利厚生費の範囲として適切かどうか問題となる。</p> <p>この点につき、以下の要素を鑑みれば、外部公所厚生費を職員へ直接支給することは給与条例主義の観点から不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記支出の原資の概ね 2 分の 1 は市（雇用者）からの補助金であることから、経済的な実態として、市から市職員に対して概ね 2 分の 1 相当額の経済的利益を供与していることと同様であること。 ➤ 当該経済的利益の供与が給与ではなく、福利厚生費として社会通念上相当と認められるかどうか問題となる。この点につき、民間では福利厚生費相当額を直接支給することは給与課税（所得税法第 183 条第 1 項）の問題もあり、福利厚生の一環として実施することは少ないと思われる。このことからすれば、当該支給は実質上の勤務地手当と認められ、社会通念上相当と認められる範囲の福利厚生費というには無理があること。 	<p>指摘されている外部公所厚生費については、平成 22 年度より公費を充当しないこととした。</p>